令和元年 第9回日の出町 農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第9回総会日程

令和元年9月25日役場全員協議会室

- 1. 開 会
- 2. 諸報告
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議事
- (1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について
- 5. 閉 会

令和元年第9回日の出町農業委員会総会

令和元年9月25日役場全員協議会室

議席	氏 名	議席 氏 名
1	木住野 佑 治 君	9 宮岡進君
2	関 根 進 君	10 松 本 哲 男 君
3	野口隆昭君	11 青木 崇 君
5	矢 治 一 俊 君	12 山 﨑 茂 樹 君
6	馬場・蝦・閉・君	13 土 澤 孝 一 君
7	小 川 昌 夫 君	14 辻 本 泰 啓 君
8	和田勝君	15 神 田 功 君

欠席委員 12番 山﨑 茂樹 君

事務局職員

 事務局長
 木 崎 義 通

 事務局次長
 布 田 努

 事務局
 宮 下 貴 裕

事務局長

皆様、こんにちは、定刻より早いのですが、皆さまお揃いになりましたので只今より令和元年第9回日の出町農業委員会総会を開会いたします。 それでは始めに、神田会長より、ご挨拶をいただきます。

会 長

皆さん、改めましてこんにちは。今日はいい天気で、午前中は直売所の当番でしたが、お客さんが多く、すぐに野菜が売り切れるような状態でした。本日は第9回の総会を開催したところ、山﨑委員が欠席ということであります。本日も審議をよろしくお願いします。

事務局長

ありがとうございました。

それでは日程3の議事録署名委員の指名と日程4の議事進行を会長にお願いいたします。

会 長

それでは、3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。 5番 矢治 委員、6番 馬場委員にお願いいたします。本日の欠席は12番 山﨑委員です。

- 4. 議事に入らせていただきます。
- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (朗読及び説明)

会 長

朗読及び説明が終わりました。

地区担当は・委員です。説明をお願いします。

委員

現地調査の報告をさせてもらいます。9月20日の10時過ぎに事務局と 一緒に申請地を見て参りました。

申請地につきましては、・小学校の南東に位置する畑でございまして、案内図または公図をご覧いただきたいのですが、東側が道路に面しており、周辺に障害物等はなく、日当たりがいい畑です。以前に何回か農業委員会で調査した・氏の畑が北側にあり、何回か委員の皆様も現地に行っていると思います。周辺は、露地栽培を行う畑が多く、肥培管理も十分にされています。当該地なのですが、トラクターか他の重機か分かりませんが、耕耘した様子が

あり、現在は特に作付けされていません。ただ、気になることとしましては、 普通トラクターで耕耘すると畑は水平になるはずなのですが、当該地は、中 央が低く、端に行くと土が盛ってあるような状態で、小型のブルドーザーで やったのか、すり鉢状態になっています。

周辺の畑は盛土してある様ですが、この畑は特に盛土していないようで、 道路と同じ高さで、昔からなのでしょうか小石等の砂利が多いです。隣接す る南側の・番とは同じグランドレベルになっていますが、西側の・番と北側 の・番の畑は盛土されていて、段差があります。ただ、営農する上では問題 ないのではと思います。

借受け人の・さんにつきましては、・で毎日直売所に出荷しております。本 人も当該地を既に把握していて、コマツナを栽培するとのことです。頑張っ て営農してもらいたいと思います。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

会 長 事務局及び・委員の説明が終わりました。 委員さん方、意見、質問がございましたらお願い致します。

会 長 意見、質問がないようですので、(1)議案第1号 農業経営基盤強化促進 法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、処理いたしま す。決定として、よろしい委員は、挙手をお願いいたします。

会 長 許可多数ですので、本案件は許可いたします。

続きまして、(2)農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の 朗読をお願いいたします。

事務局 (朗読及び説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。 地区担当は・委員です。説明をお願いします。

委員 それでは、説明します。本日の午前中に事務局と一緒に現地を見てきました。議案第2号の公図を見ていただきたいと思います。公図の下側にある通路が、今回・の用地として買収され、宅地に入る道がなくなるということです。

今回の申請地の地目は畑なのですが、現地を確認したところ、雑草等は刈られて管理されていたものの、作物は特に栽培されていないということを確認してきました。今回の申請が許可されないと入り口までの通路がなくなってしまい、公共事業の用地買収によるものなので、やむを得ないものと考え

ます。ご審議よろしくお願いします。

会 長 事務局及び・委員の説明が終わりました。 委員さん方、意見、質問がございましたらお願い致します。

会 長 この追加資料にある網掛けの部分は何ですか。

委員 補足します。申請地の下に道がありますが、申請地は道よりも3m程高くなっています。今回、道路から進入路を作ると申請地を削っていかなくてはならないので、そのために擁壁を作るということです。平面的には平らに見えますが、実際には高低差があります。以上です。

会 長 図面の方で見ると、進入路の内側が駐車場ということですが、記念碑や寒 念仏供養塔は申請者の・さんのものということでしょうか。

事務局 もともと畑にあった大岩の記念碑を・さんの方で整備するということで、・ さんの私物という扱いになります。

会 長 そうすると、宅地の部分と、駐車場の部分と段々になるということでしょ うか。

事務局 その通りです。断面図を見ていただくとわかると思いますが、都道があり、 今回の申請で整備される駐車場部分があり、・さんの宅地というようになり ます。

会 長 公図の下の部分にある小さい土地は畑で残るのですか。

事務局・事業の隅切りの部分になります。

会 長 意見、質問がないようですので、(2)農地法第4条の規定による許可申請 について、処理いたします。許可として、よろしい委員は、挙手をお願いい たします。

会 長 許可多数ですので、本案件は許可いたします。続きまして、(3)日の出町 農業委員会会長専決規程第4条による報告について、事務局の朗読をお願い いたします。

事務局	(専決処理報告朗読 4条届出1件 5条届出2件)
会 長	朗読が終わりました。 只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。
会 長	意見、質問がないようですので、(3)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。 以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。
	署名
	議長
	番
